

注記（一般会計等）

1 重要な会計方針

（1）有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

① 有形固定資産……………取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア 昭和 59 年度以前に取得したもの……………再調達原価

ただし、道路、河川及び水路の敷地においては備忘価額 1 円としています。

イ 昭和 60 年度以後に取得したもの

取得原価が判明しているもの……………取得原価

取得原価が不明なもの……………再調達原価

ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

② 無形固定資産……………原則として取得原価

ただし、取得原価が不明なものは、再調達原価としています。

なお、一部の連結対象団体においては、原則、取得原価としています。

（2）有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

① 満期保有目的有価証券……………償却原価法（定額法）

② 満期保有目的以外の有価証券

ア 市場価格のあるもの……………会計年度末における市場価格

（売却原価は移動平均法により算定）

イ 市場価格のないもの……………取得原価（又は償却原価法（定額法））

③ 出資金

ア 市場価格のあるもの……………会計年度末における市場価格

（売却原価は移動平均法により算定）

イ 市場価格のないもの……………出資金額

（3）棚卸資産の評価基準及び評価方法

個別原価法を採用しています。

ただし、一部の連結対象団体においては、先入先出法による原価法を採用しています。

（4）有形固定資産等の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 7 年～50 年

工作物 6 年～60 年

物品 3 年～24 年

ただし、一部の連結対象団体については定率法によっています。

- ② 無形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法
（ソフトウェアについては、庁内における見込利用期間（5年）に基づく定額法によって
います。）
- ③ 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産（リース期間が1年以内のリース
取引及びリース契約1件あたりのリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース
取引を除きます。）
……………自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

（5）引当金の計上基準及び算定方法

- ① 投資損失引当金
市場価格のない投資及び出資金のうち、連結対象団体（会計）に対するものについて、実
質価額が著しく低下した場合における実質 価額と価額との差額を計上しています。
- ② 徴収不能引当金
未収金については、過去5年間の平均不納欠損率により徴収不能見込額を計上していま
す。ただし、一部の連結対象団体においては、貸倒実績率等による回収不能見込額を計上し
ています。
長期延滞債権については、過去5年間の平均不納欠損率により徴収不能見込額を計上し
ています。
長期貸付金については、過去5年間の平均不納欠損率により徴収不能見込額を計上して
います。
- ③ 退職手当引当金
期末自己都合退職手当要支給額を計上しています。
- ④ 損失補償等引当金
履行すべき額が確定していない損失補償債務等のうち、地方公共団体の財政の健全化に
関する法律に規定する将来負担比率の算定に含めた将来額を計上しています。
- ⑤ 賞与等引当金
翌年度6月支給予定の期末手当、勤勉手当等及びそれらに係る法定福利費相当額の見込
額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

（6）リース取引の処理方法

- ① ファイナンス・リース取引
 - ア 所有権移転ファイナンス・リース取引（リース期間が1年以内のリース取引及びリース
料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）
通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。
 - イ ア以外のファイナンス・リース取引
通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。
- ② オペレーティング・リース取引
通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(7) 連結資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物（徳島市資金管理方針において、歳計現金等の保管方法として規定した預金等を言います。）

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

(8) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

① 物品及びソフトウェアの計上基準

物品については、取得価額又は見積価格が 100 万円（美術品は 300 万円）以上の場合に資産として計上しています。ソフトウェアについても物品の取扱いに準じています。

② 資本的支出と修繕費の区分基準

資本的支出と修繕費の区分基準については、金額が 60 万円未満であるとき、又は固定資産の取得価額等のおおむね 10 未満相当額以下であるときに修繕費として処理しています。

2 重要な会計方針の変更等

該当する変更はありません。

3 重要な後発事象

該当する事象はありません。

4 偶発債務

(1) 保証債務及び損失補償債務負担の状況

該当する事象はありません。

(2) 係争中の訴訟等

係争中の訴訟等で損害賠償等の請求を受けている主なものは次のとおりです。

14 件 835,225 千円（令和元年度末における訴訟金額。ただし利息・延滞金等を含まない。）

5 追加情報

(1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

- ① 一般会計等財務書類の対象範囲は次のとおりです。
 - ・一般会計
 - ・奨学事業特別会計
 - ・土地取得事業特別会計
 - ・住宅新築資金等貸付事業特別会計
- ② 地方自治法第 235 条の 5 に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。
- ③ 千円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。
- ④ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化判断比率の状況は、次のとおりです。

実質赤字比率	- %
連結実質赤字比率	- %
実質公債費比率	6.2%
将来負担比率	72.4%
- ⑤ 利子補給等に係る債務負担行為の翌年度以降の支出予定額 257 千円
- ⑥ 繰越事業に係る将来の支出予定額 3,970,372 千円

(2) 貸借対照表に係る事項

- ① 売却可能資産の範囲及び内訳は、次のとおりです。
 - ア 範囲
売却の方針が決定している資産としています。
ただし、土地については境界確定ができていないものとしています。
 - イ 内訳
事業用資産 3,716 千円 (4,020 千円)
土地 3,716 千円 (4,020 千円)
令和元年度における売却可能価額を記載しています。
売却可能価額は、鑑定評価額における評価方法によっています。
上記の (4,020 千円) は貸借対照表における簿価を記載しています。
- ② 減債基金に係る積立不足額 - 千円
- ③ 基金借入金 (繰替運用) 残高 - 千円
- ④ 地方交付税措置のある地方債のうち、将来の普通交付税の算定基礎である基準財政需要額に含まれることが見込まれる金額 106,988,113 千円
- ⑤ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における将来負担比率の算定要素は、次のとおりです。

標準財政規模	54,393,319 千円
--------	---------------

- | | |
|---------------------------|----------------|
| 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 | 356,420 千円 |
| 将来負担額 | 152,641,018 千円 |
| 充当可能基金額 | 13,146,933 千円 |
| 特定財源見込額 | 29,221,978 千円 |
| 地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額 | 75,120,204 千円 |
- ⑥ 地方自治法第 234 条の 3 に基づく長期継続契約で貸借対照表に計上されたリース債務金額 560,882 千円
- ⑦ 建物のうち 3,065,995 千円は、P F I 事業に係る資産が計上されています。

(3) 行政コスト計算書に係る事項

該当する事項はありません。

(4) 純資産変動計算書に係る事項

純資産における固定資産等形成分及び余剰分（不足分）の内容

① 固定資産等形成分

固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金等を加えた額を計上しています。

② 余剰分（不足分）

純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しています。

(5) 資金収支計算書に係る事項

① 基礎的財政収支 △469,362 千円

② 既存の決算情報との関連性

	収入（歳入）	支出（歳出）
歳入歳出決算書	98,575,968 千円	97,847,525 千円
財務書類の対象となる会計の範囲に伴う差額	932,269 千円	928,285 千円
繰越金のうち前年度歳入歳出差引額に伴う差額	△748,256 千円	—
繰越金のうち歳計剰余金処分による基金積立に伴う差額	150,000 千円	150,000 千円
翌年度繰上げ充用金に伴う差額	—	—
相殺消去に伴う差額	△1,036 千円	△1,036 千円
資金収支計算書	98,998,945 千円	99,014,774 千円

地方自治法第 233 条第 1 項に基づく歳入歳出決算書は「一般会計」を対象範囲としているのに対し、資金収支計算書は「一般会計等」を対象範囲としているため、歳入歳出決算書と資金収支計算書は一部の特別会計（奨学事業特別会計、土地取得事業特別会計、住宅新築資金等貸付事業特別会計）の分だけ相違します。

③ 資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額との差額の内訳
資金収支計算書

業務活動収支	3,144,750 千円
投資活動収入の国県等補助金収入	971,039 千円
未収債権、未払債務等の増加（減少）	2,375,350 千円
減価償却費	△5,829,548 千円
賞与等引当金繰入額	△1,318,545 千円
退職手当引当金繰入額	△1,307,659 千円
徴収不能引当金繰入額	△155,299 千円
資産除売却益（損）	△1,721 千円
純資産変動計算書の本年度差額	△2,121,633 千円

④ 一時借入金

資金収支計算書上、一時借入金の増減額は含まれておりません。

なお、一時借入金の限度額 及び利子額 は次のとおりです。

一時借入金の限度額

一般会計	3,000,000 千円
奨学事業特別会計	5,000 千円
住宅新築資金等貸付事業特別会計	4,000 千円
一時借入金に係る利子額	－千円

⑤ 重要な非資金取引

該当する事項はありません。